

宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和6年6月27日）掲載

○ 認知症になった場合に備えて終活をしたい

【問】

終活を始めようと思っているが、認知症を発症する前と後では必要な手続が違うと聞いた。どのような点が異なるのか知りたい。

【回答】

相談を受けた行政相談委員が、必要となる一般的な手続を調べ、相談者に次のとおり情報提供しました。

本人の意思表示ができる場合は、公証役場で遺言を作成したり、法務局に自筆証書遺言書を保管することなどができます。

認知症の影響などにより、本人の意思の確認ができなくなった場合、成年後見制度を利用して本人に代って後見人などが不動産や預貯金などを管理することが可能です。

ただし、成年被後見人の方が遺言を作成するには、医師2名の立ち会いなど、いくつか厳格な要件が必要となり、現実的には、遺言書の作成は極めて厳しくなります。

ご本人の意思がはっきりしているうちに相続手続を進めておきましょう。